

生駒市規則第 20 号

生駒市福祉事務所処務規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市福祉事務所処務規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、生駒市福祉事務所設置条例（昭和 46 年 10 月生駒市条例第 23 号）の規定により設置された福祉事務所（以下「事務所」という。）の組織及び事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 事務所の組織は、生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 22 号）第 2 条に規定する高齢福祉課、障がい福祉課及び保護課をもって充てる。

2 事務所の事務分掌は、生駒市行政組織規則第 2 条に規定する高齢福祉課、障がい福祉課及び保護課の事務分掌によるものとする。

(所長)

第 3 条 事務所に所長を置く。

(公印)

第 4 条 公印の整理番号、名称、書体、寸法、用途及び管理責任者は別表第 1 のとおりとし、ひな型は別表第 2 のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印の使用、管理等については、生駒市公印規則（平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(生駒市公印規則の一部改正)

2 生駒市公印規則の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表の10の項を次のように改める。

10	削除
----	----

(生駒市公印規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の生駒市公印規則の規定により管理されている公印で、その名称、書体、寸法等が別表第1及び別表第2に該当するものは、この規則の規定による公印とみなす。

別表第1 (第4条関係)

整理番号	名称	書体	寸法	用途	管理責任者
1	福祉事務所長印	てん書	縦横21mm	所長名で発する文書	高齢福祉課長
2	福祉事務所長印	てん書	縦横21mm	所長名で発する文書(障がい福祉課の所管に属するもの)	障がい福祉課長

別表第2 (第4条関係)

1

生駒市福祉事務 所長之印

2

生駒市福祉事務 所長之印
障がい福祉課専用